

令和5年第1回 広島市議会定例会提出案件
(令和5年度関係分)

予算案	条例案	その他の 議案	計
24件	21件	11件	56件

1 予算案

- (1) 令和5年度広島市一般会計予算
- (2) 令和5年度広島市母子父子寡婦福祉資金貸付特別会計予算
- (3) 令和5年度広島市物品調達特別会計予算
- (4) 令和5年度広島市公債管理特別会計予算
- (5) 令和5年度広島市広島市民球場特別会計予算
- (6) 令和5年度広島市用地先行取得特別会計予算
- (7) 令和5年度広島市西風新都特別会計予算
- (8) 令和5年度広島市後期高齢者医療事業特別会計予算
- (9) 令和5年度広島市介護保険事業特別会計予算
- (10) 令和5年度広島市国民健康保険事業特別会計予算
- (11) 令和5年度広島市競輪事業特別会計予算
- (12) 令和5年度広島市中央卸売市場事業特別会計予算
- (13) 令和5年度広島市国民宿舎湯来ロッジ等特別会計予算
- (14) 令和5年度広島市駐車場事業特別会計予算
- (15) 令和5年度広島市開発事業特別会計予算
- (16) 令和5年度広島市市立病院機構資金貸付特別会計予算
- (17) 令和5年度元宇品町財産区特別会計予算
- (18) 令和5年度高南財産区特別会計予算
- (19) 令和5年度三入財産区特別会計予算
- (20) 令和5年度小河内財産区特別会計予算
- (21) 令和5年度砂谷財産区特別会計予算
- (22) 令和5年度広島市水道事業会計予算
- (23) 令和5年度広島市下水道事業会計予算
- (24) 令和5年度広島市安芸市民病院事業会計予算

2 条 例 案

- (1) 広島市社会福祉審議会条例の一部改正について（こども未来局）
- 子ども・子育て支援法の改正に伴う規定の整備
- 施行期日 令和5年4月1日
- (2) 広島市精神保健福祉審議会条例の一部改正について（健康福祉局）
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の改正に伴う規定の整備
- 施行期日 令和5年4月1日
- (3) 広島市附属機関設置条例の一部改正について（企画総務局ほか）
- (主な改正内容)
- 広島市公共施設整備等事業者選定審議会において、教育財産の整備に係る事業者の選定に関する事項の審議に当たり、当該教育財産の管理に関する事項を一体的に審議できるよう、教育委員会が同審議会に当該事項を諮問できることとするもの
- 施行期日 令和5年4月1日

(4) 広島市個人情報の保護に関する
法律施行条例の制定について
(企画総務局)

個人情報の保護に関する法律の改正に伴う
もの

(主な内容)

1 行政機関等匿名加工情報の利用に係
る手数料

2万1,000円に次の額を加算し
た額

(1) 作成に要する時間1時間まで
ごとに3,950円

(2) 作成の委託を受けた者に対し
て支払う額

2 広島市個人情報保護条例の廃止

施行期日 令和5年4月1日

(5) 広島市情報公開条例の一部改正
について (企画総務局)

(主な改正内容)

行政機関の保有する情報の公開に関する
法律の改正に鑑み、行政機関等匿名加工
情報等を不開示情報とするもの

施行期日 令和5年4月1日

- (6) 広島市個人番号の利用に関する
条例の一部改正について
(健康福祉局)

(主な改正内容)

行政手続における特定の個人を識別する
ための番号の利用等に関する法律の規定
に基づき、個人番号の独自利用事務等を
追加するもの

追加する独自利用事務

生活に困窮する外国人に対して行う
生活保護に準じた措置に関する事務

施行期日 令和5年4月1日

- (7) 広島市職員定数条例の一部改正
について (企画総務局)

職員定数を改めるもの

(単位：人)

区分	現行 A	改正 B	増減差引 B - A
市長事務部局	6,014	6,097	83
その他	8,911	8,911	0
計	14,925	15,008	83

施行期日 令和5年4月1日

- (8) 職員の定年等に関する条例等の
一部を改正する等の条例の一部
改正について (企画総務局)

国における取扱いを考慮し、職員の定年の
引上げに伴う手続に関し必要な事項を定め
るもの

施行期日 公布の日

- (9) 職員の育児休業等に関する条例
の一部改正について
(企画総務局)

国における取扱い等を考慮し、職員の育児
休業に係る手続等について改正するもの

施行期日 令和5年4月1日

(10) 広島市都市計画関係手数料条例
の一部改正について
(都市整備局)

(主な改正内容)

- 1 建築基準法の改正に伴い、第一種低層住居専用地域等における建築物の高さの特例に係る許可申請手数料等を定める。

(例) 第一種低層住居専用地域等において建築物を省エネ改修する際の高さの特例に係る許可申請手数料
1件につき16万円

- 2 都市再生特別措置法に基づく特定都市道路内における建築認定申請手数料を定める。

1件につき2万7,000円

施行期日 令和5年4月1日

(11) 広島市消防関係手数料条例の一部改正について (消防局)

第12次地方分権一括法による液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の改正に伴うもの

液化石油ガス販売事業登録申請手数料等を定める。

(例) 液化石油ガス販売事業登録申請手数料
1件につき3万1,000円

施行期日 令和5年4月1日

(12) 広島市湯の山温泉館条例の一部
改正について（経済観光局）

広島県の公衆浴場入浴料金の統制額の改定
に鑑み、湯の山温泉館の利用料金の上限額
を改めるもの

(例) 12歳以上の者

(現行) (改正)

1人1回につき 380円→430円

施行期日 令和6年4月1日

(13) 広島市認定こども園設備等基準
条例の一部改正について
(こども未来局)

幼保連携型以外の認定こども園の設備等に
係る国の基準の改正に伴うもの

子どもの通園を目的とした自動車を運行
する際の、車内の子どもの見落としを防
止する装置の設置義務について、令和6
年3月31日までの間は代替的な措置を
認める経過措置を定める。

施行期日 令和5年4月1日

(14) 広島市児童福祉施設設備基準等
条例の一部改正について
(こども未来局ほか)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準
等の改正に伴うもの

(主な改正内容)

1 児童の安全の確保に関する計画の策
定義務について、令和6年3月31
日までの間は努力義務とする経過措
置を定める（保育所等を除く。）。

2 児童の送迎を目的とした自動車を日
常的に運行する際の、車内の児童の
見落としを防止する装置の設置義務
について、令和6年3月31日ま
での間は代替的な措置を認める経過措
置を定める。

施行期日 令和5年4月1日

(15) 広島市児童館条例の一部改正について（教育委員会）

児童館を新設するもの

名 称	位 置
広島市石内児童館	佐伯区五日市町大字石内3272番地の1

施行期日 令和5年5月1日

(16) 広島市精神障害者通院医療費補助条例の一部改正について（健康福祉局）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正に伴う規定の整備

施行期日 令和5年4月1日

(17) 広島市旅館業法施行条例の一部改正について（健康福祉局）

博物館法の改正に伴う規定の整備

施行期日 令和5年4月1日

(18) 広島市道路占用料徴収条例の一部改正について（道路交通局）

占用期間が1年を超えるものについて、その期間を更新する場合に係る初年度分の道路占用料の徴収時期を改めるもの

区 分	現 行	改 正
更新初年度分	4月1日から1か月以内	4月1日から6月30日までの間
次年度以降分	4月1日から6月30日までの間	

施行期日 令和5年4月1日

(19) 広島市土砂堆積等規制条例の一部改正について（都市整備局）

宅地造成等規制法の改正に伴う規定の整備

施行期日 令和5年5月26日

(20) 広島市市営住宅等条例の一部改正について（都市整備局）

国の指針等に鑑み、単身世帯でも公営住宅等に入居できるDV被害者の対象を拡大するもの

現 行	改 正
・ 婦人相談所における一時保護終了後5年を経過していない者等	(現行に同じ。) ・ 婦人相談所による配偶者からの暴力の被害を受けている旨の証明書等が発行されている者等

施行期日 令和5年4月1日

(21) 広島市学校給食センター条例の一部改正について（教育委員会）

学校給食センターを廃止するもの

廃止する施設の名称	位 置
広島市湯来地区 学校給食センター	佐伯区湯来町大字和田115番地
広島市五日市南地区 学校給食センター	佐伯区海老園三丁目18番1号

施行期日 令和5年4月1日

3 その他の議案

(1) ～ (4) 広島市と東広島市など4市町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更の協議について（企画総務局）

以下の4市町とそれぞれ連携を図る取組を追加することに伴うもの

市町名		追加する取組
広島県	東広島市	地域包括ケアの推進
	廿日市市	
	山県郡 安芸太田町	
	北広島町	

(5) 広島県と広島市との間における高陽取水場管理事務の事務委託の廃止に関する協議について
(水道局)

高陽取水場に係る広島県の持分が広島県水道広域連合企業団に承継されることに伴うもの

(6) 広島県水道広域連合企業団と広島市との間における高陽取水場管理事務の事務委託に関する協議について (水道局)

広島県水道広域連合企業団が広島県から承継する高陽取水場の持分に係る管理事務を受託することによるもの

(7) 広島高速道路公社定款の変更に係る同意について (道路交通局)

広島高速道路公社が国土交通省中国地方整備局長へ定款変更に係る認可の申請をすることに同意するもの

(変更内容)

基本財産の額の変更

変更前 A	926億7,960万円
変更後 B	933億2,960万円
増減 B - A	6億5,000万円

(8) 公の施設の指定管理者の指定について（都市整備局）

公の施設の指定管理者を指定するもの

1 指定に係る公の施設

広島市豪雨災害伝承館

2 指定の相手方

一般社団法人梅林学区復興まちづくり協議会

3 指定の期間

令和5年9月1日～令和10年3月31日

(9) 公の施設の指定管理者の指定について（都市整備局）

公の施設の指定管理者を指定するもの

1 指定に係る公の施設

中央公園（中央公園広場エリアに限る。）

2 指定の相手方

ACTIVE COMMUNITY
PARK管理運営共同事業体

3 指定の期間

令和6年8月1日（一部については令和6年2月1日）～令和25年7月31日

(10) 公の施設の指定管理者の指定について（都市整備局）

公の施設の指定管理者を指定するもの

1 指定に係る公の施設

広島サッカースタジアム

2 指定の相手方

株式会社サンフレッチェ広島

3 指定の期間

令和5年12月28日～令和15年3月31日

(11) 包括外部監査契約の締結について（監査事務局）

包括外部監査契約を締結するもの

契約の目的 監査及び監査の結果に関する報告

契約上限額 1,731万5,000円

相手方 住所 広島市中区上八丁堀8番
28-1605号

氏名 松本 京子

資格 弁護士

[追加送付等予定案件]

- (1) 広島市認定こども園設備等基準
条例の一部改正について
(こども未来局)

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準等の改正に伴うもの

認定こども園に配置する保育教諭等について、当分の間、一人に限り、看護師等をもって代えることができることとする。

施行期日 令和5年4月1日

- (2) 広島市国民健康保険条例の一部
改正について (健康福祉局)

- 1 国民健康保険法施行令の改正に伴うもの

保険料の後期高齢者支援金等賦課限度額を引き上げる。

(現行) (改正)
20万円 → 22万円

- 2 健康保険法施行令の改正に鑑み改正するもの

出産育児一時金の支給額を引き上げる。

(現行) (改正)
42万円 → 50万円

施行期日 令和5年4月1日

[追加提出予定案件]

- (1) 教育長の任命の同意について
(企画総務局)

任期満了によるもの

(2) 監査委員の選任の同意について
(企画総務局) 任期満了によるもの

(3) 固定資産評価審査委員会委員の
選任の同意について (財政局) 任期満了によるもの

[参考]

(1) 人権擁護委員候補者の推薦につ
いて (市民局) 任期満了によるもの